

## 合併協議会だより

編集

始良中央地区合併協議会

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所) 7F  
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>メールアドレス [soumu@airachuou-gappei.jp](mailto:soumu@airachuou-gappei.jp)

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

## 始良中央地区合併協議会は、一時休止となります

始良中央地区合併協議会は、八月十二日開催した第二十八回会議において、次回以降の会議の開催については未定とし、一市六町で構成するこの協議会を休止することとしました。

現時点において、六月二十三日に溝辺町議会が、始良中央地区合併協議会からの離脱の決議を行い、事実上の合併の協議の不参加の状態となり、また同町を含む三町の議会において、電算システム統合化関連予算の減額修正が可決され、ネットワークシステム等の開発予算が執行できない状態となり、当初予定していた平成十六年度内の合併が困難となりました。

このような状態のままでは、この後に控えていた合併協定の調印式を行うことは出来ず、したがって協定書が整わない以上、九月に予定していた各市町の廃置分合議案の上程が出来ないこととなりました。

溝辺町において、町長と議会との調整が続けられ、合併協議会としてはその推移を見守ることになっている訳ですが、その結果が出て再開の目途が立つまでの間、必要な事務作業などを除き、合併協議会の活動を一時休止することといたしました。

## 【合併特例法の取扱い】

合併特例法には、三つの取扱いがあり、それぞれに応じて国・県からの財政支援措置が異なっています。

## 現行法

平成十六年度末までに、合併する場合(すべての財政支援が受けられます。)

## 改正法(経過措置)

平成十六年度末までに県知事へ合併の申請を行い、平成十七年度末までに合併する場合(合併特例金は受けられませんが、国の補助金の交付が未定となっています。)

## 新法

平成十七年度以降に県知事へ合併の申請を行い、平成二十一年度末までに合併する場合(合併特例金が受けられなくなり、国・県の補助金の交付が未定となっています。)

このように、国・県からの有利な財政支援を受けるためには、遅くても平成十六年度末までに県知事への申請が必要であり、これ以上の事務の遅れは許されない状況となっています。

(詳しくは、先月号の第十五号に掲載しています。)

## 【合併協議会の今後の対応】

この始良中央地区においては一市六町による合併が最も望ましい姿と考えられますが、現状を打開するため新たな取り組みとして、現在の合併協議会を構成する市町のうち、電算システム統合化関連予算の議決を得ている市町(国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)による、新たな枠組みの合併協議会を立ち上げ、協議を進めていくことが第二十八回合併協議会において全会一致で了承されました。

この新たな協議会の立ち上げについては、一市六町の合併を諦めたものではなく、今後溝辺町において、議会との協議が整い一市六町による合併協議に復帰できる状況になりますと、改めて一市六町の合併協議会を再開することとしています。



## 第二十八回協議会内容

始良中央地区合併協議会の第二十八回協議会が八月十二日(木)に、国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。

### 第二十八回協議会

本協議会委員の変更の届出が横川町議会及び牧園町議会より提出され、新たに選任された委員の方へ委嘱状の交付が行われました。

新 有光 謙二 横川町議会議長  
 旧 東麻生原 勉 横川町議会議長

新 尾崎 東記代 牧園町議会議員代表  
 旧 迫田 良信 牧園町議会議員代表

合併協議会の今後の進め方について

一市六町により合併協議を進めてきました。が、溝辺町議会の離脱の決議や六月議会で溝辺町、横川町、牧園町において電算システム統合化関連予算の減額修正等が行われたこと、このうち横川町、牧園町については、八月臨時議会で再提案し、予算案が議決された。について、三町における現在までの取り組みの経過及び現状についての報告を受け、今後の合併協議会の進め方を協議した結果、一市六町による合併協議会をしばらくの間、休止することが決定されました。これに伴い、今後の新たな取り組みとして、電算統合化予算を執行出来る一市五町により合併協議会を立ち上げ、今までの合併協議会の成果を次につなげることが了承されました。

## 1市6町合併に向けての住民説明会の実施状況

平成16年7月12日から平成16年8月28日にかけて各市町で実施されました住民説明会の概要について、次のとおりお知らせします。

	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施会場数	25会場	10会場	14会場	8会場	7会場	13会場	15会場
実施日	7/15～30	8/2～12	7/12～8/3	8/5～22	7/13～30	8/19～28	7/20～28
参加者数	884人	862人	316人	354人	155人	708人	308人

住民説明会において意見のあった項目ごとの件数(10件以上)

	区 分	件 数
1	議会への質問、自市町に関すること	223
2	他市町の動向について	58
3	町名・字名の取扱い	25
4	新市まちづくり計画	20
5	上・下水道事業	20
6	学校教育事業	19
7	コミュニティ施策	17
8	地域審議会の設置	15
9	事務組織及び機構の取扱い	15
10	電算システム事業	13
11	新市の名称	12
12	議会議員の定数及び任期の取扱い	11
13	高齢者福祉事業	11
14	合併の期日	10
15	環境衛生事業	10
16	その他	113
	計	592

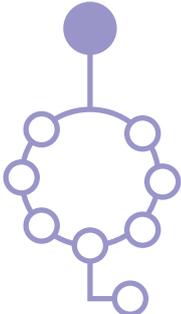
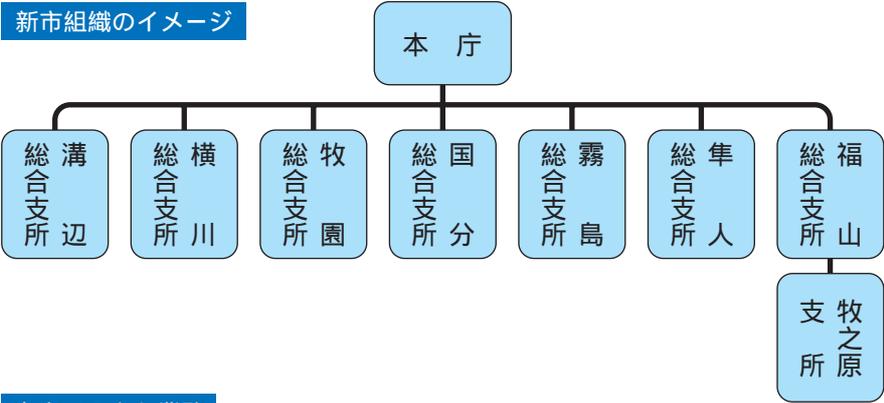
(8月27日現在集計分)

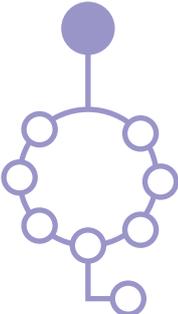
右の写真は、溝辺町における住民説明会の様子です。



## 現在までに承認された協定項目 第7回

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																
7	議会議員の定数及び任期の取扱い 	<p>新市の議会議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会議員の定数を48人とする。また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国分市の区域</td> <td>16人</td> <td>霧島町の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>溝辺町の区域</td> <td>4人</td> <td>隼人町の区域</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>横川町の区域</td> <td>3人</td> <td>福山町の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>牧園町の区域</td> <td>5人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。</p> <p>最初の選挙は、旧市町村の区域ごとに選挙区を設置し48人を選出します。なお、任期は4年間になります。次の選挙からは、選挙区を設けず新市全体で34人を選出することになります。</p> <p>最初の選挙の定数48人(定数特例適用の場合は、68人以内となっている。)は、法定定数の34人を人口割し、それに人口の少ない町の意見を反映させることに配慮し、各市町にそれぞれさらに2人ずつ均等に割り振られたものです。</p> <p><b>構成市町の議会議員に関する現状</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員定数</td> <td>24人</td> <td>16人</td> <td>14人</td> <td>16人</td> <td>14人</td> <td>22人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>法定数</td> <td>30人</td> <td>18人</td> <td>18人</td> <td>18人</td> <td>18人</td> <td>26人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>条例定数 H15.4.1</td> <td>24人</td> <td>16人</td> <td>14人</td> <td>16人</td> <td>14人</td> <td>22人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>現員数 H16.5.1</td> <td>24人</td> <td>16人</td> <td>14人</td> <td>16人</td> <td>14人</td> <td>22人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>H18.5.27</td> <td>H19.4.30</td> <td>H19.4.30</td> <td>H19.4.30</td> <td>H19.4.30</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> </tr> </tbody> </table>	国分市の区域	16人	霧島町の区域	4人	溝辺町の区域	4人	隼人町の区域	12人	横川町の区域	3人	福山町の区域	4人	牧園町の区域	5人			区分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	議員定数	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人	法定数	30人	18人	18人	18人	18人	26人	18人	条例定数 H15.4.1	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人	現員数 H16.5.1	24人	16人	14人	16人	14人	22人	13人	任期	H18.5.27	H19.4.30	H19.4.30	H19.4.30	H19.4.30	H19.4.29	H19.4.29
国分市の区域	16人	霧島町の区域	4人																																																															
溝辺町の区域	4人	隼人町の区域	12人																																																															
横川町の区域	3人	福山町の区域	4人																																																															
牧園町の区域	5人																																																																	
区分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																											
議員定数	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人																																																											
法定数	30人	18人	18人	18人	18人	26人	18人																																																											
条例定数 H15.4.1	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人																																																											
現員数 H16.5.1	24人	16人	14人	16人	14人	22人	13人																																																											
任期	H18.5.27	H19.4.30	H19.4.30	H19.4.30	H19.4.30	H19.4.29	H19.4.29																																																											
9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市に1つの農業委員会を置く。</li> <li>2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</li> <li>3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。</li> </ol> <p><b>現在の7市町の選挙による委員数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公選委員数</td> <td>13人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>73人</td> </tr> <tr> <td>定数</td> <td>13人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>73人</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在の委員の任期は、全ての市町で平成17年7月19日までです。</p>	区分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	公選委員数	13人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	73人	定数	13人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	73人																																					
区分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計																																																										
公選委員数	13人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	73人																																																										
定数	13人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	73人																																																										
14	事務組織及び機構の取扱い	<p>新市における事務組織及び機構の整備基本方針は下記のとおりとする。ただし、新市において、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織・機構</li> <li>2 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</li> <li>3 市民の声を活かし、反映することができる組織・機構</li> <li>4 住民ニーズの高度化・多様化に対応できる組織・機構</li> <li>5 簡素で、効率的な組織・機構</li> <li>6 指揮・命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</li> <li>7 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構</li> <li>8 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構</li> <li>9 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構</li> </ol>																																																																

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等
14	事務組織及び機構の取扱い 	<p>新市の事務組織及び機構については、合併までに調整作業が行われることとなります。</p> <p><b>事務組織及び機構の個別整備方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現国分市役所とする。</li> <li>2 現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の市役所、役場を、それぞれの行政区域を所管する総合支所とする。 (国分市は本庁としての機能と総合支所としての機能を併せ持つ。) また、現在設置されている牧之原支所は、現行のとおり存続し、嘉例川出張所は、当分の間存続する。 なお、上記以外の各団体が有する出先機関等は、原則として現行のとおり存続する。</li> <li>3 基本的に管理部門(企画、人事、財政、財産管理などの内部管理部門)及び議会、農業委員会、ほか各種行政委員会事務局の整理・統合を行い、直接住民福祉等に関する業務は、各総合支所に係を配置し、本庁との連絡調整を緊密に住民サービスの低下を招かないよう充分配慮する。</li> <li>4 事務分掌の所管区分及び指揮命令系統を明確にするため、新市全域に部制を導入し、新市において事務事業の見直しや行財政改革の推進により、随時、組織・機構の見直しを行う。</li> <li>5 部の設置は、7部門程度とし、それぞれに課、係を設置する。</li> <li>6 各総合支所に総合支所長を置き、部長級とする。なお、必要に応じ課、係を設置する。</li> <li>7 本庁及び各総合支所には、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興施策を企画・立案を所管する課を設置し、また、同課は旧市町ごとに置かれる「地域審議会」の事務局を兼ねる。</li> <li>8 附属機関等については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら、整備、統合を図る。また、委員構成等については、実情や地域性にも配慮して適切な措置を講ずる。</li> <li>9 組織の見直しは、定員適正化計画のもと、行政システムの整備、職務能力の向上に努めながら、随時行う。</li> </ol> <p><b>新市組織のイメージ</b></p>  <p><b>本庁での主な業務</b></p> <p>新市の本庁に統合する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市の政策及び新市全体に係る施策に関する事務</li> <li>(2) 全市的な総合調整事務</li> <li>(3) 新市の大規模工事、プロジェクト等の計画実施に関する事務</li> <li>(4) 内部管理事務(総合支所における事務を除く)</li> <li>(5) 本庁1箇所に集約して処理することが適当かつ効果的な事務</li> </ol>

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等
14	事務組織及び機構の 取扱い  	<p><b>【総合支所での主な業務】</b></p> <p>1 地域振興・総務関係            (1) 地域審議会に関する事務            (2) 地域コミュニティや自治会活動の支援事務            (3) 地域における広報広聴事務            (4) 地域イベント等開催事務            (5) 地域にける消防、水防及び防災に関する事務            (6) 公共料金、税金などの収納事務            (7) 総合支所における現金出納事務            (8) 総合支所管理事務</p> <p>2 住民サービス関係            (1) 戸籍・住基に係る各種届出、証明等に関する事務            (2) 印鑑登録に関する事務            (3) 民生・児童委員、生活保護に関する事務            (4) 高齢者・障害者福祉に関する事務            (5) 介護保険の認定受付、給付等に関する事務            (6) 児童福祉及び母子・寡婦福祉に関する事務            (7) 母子、成人、高齢者、精神保健に関する事務            (8) 国民健康保険及び国民年金に関する事務            (9) 環境衛生に関する事務            (10) 税関係の証明、申告、調査等に関する事務            (11) その他住民生活に密着した窓口及び相談事務</p> <p>3 事業管理関係            (1) 地域の水道、簡易水道、下水道、農業集落排水に関する事務            (2) 商工業、観光振興に関する事務            (3) 農林水産業振興に関する事務            (4) 畜産指導振興に関する事務            (5) 鳥獣保護、駆除及び飼養に関する事務            (6) 農地、林地、海岸保全等に関する事務            (7) 市道、農林道、橋梁、河川、水路、溜池等の維持管理及び災害復旧事務            (8) 総合支所で所管することが適当な工事の計画実施に関する事務            (9) 港湾施設、漁港施設の維持管理及び災害復旧事務            (10) 公営住宅の入退去及び維持管理に関する事務            (11) その他住民生活に密着した窓口及び相談事務</p> <p>4 教育関係            (1) 学校教育振興に関する事務            (2) 社会教育、社会体育振興に関する事務            (3) 芸術文化振興に関する事務            (4) 社会教育施設、社会体育施設に関する事務            (5) 青少年の指導育成に関する事務            (6) 人権教育に関する事務            (7) 入退学に関する事務            (8) 教育に係る相談事務</p> <p>5 その他            (1) 各総合支所において所管することが適当かつ効果的な事務</p> <p><b>【牧之原支所での主な業務】</b></p> <p>(1) 総合支所との連携調整に関する事務            (2) 農林水産業振興に関する事務            (3) 教育全般に関する事務            (4) 各種届出、申請等の受付及び各種証明等の交付に関する事務</p>

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等									
15	一部事務組合等の 取扱い  	<p>1 国分地区消防組合、国分地区衛生管理組合、牧園・横川町衛生管理組合、始良東部地方卸売市場管理組合、国分隼人公共下水道組合については、それぞれの構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。</p> <p>2 始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町、大口市外4町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>3 始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>4 伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>5 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入する。</p> <p>6 始良地区滞納整理組合については、平成16年12月31日に組合を解散する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【消防】</b> 新市では、新しく消防本部を設置し、7市町全域を対象に直接消防業務を行うこととなります。消防本部の組織体制については、今後、合併までに調整することとなります。</p> <p><b>【ごみ処理・し尿処理・火葬場】</b> 新市では、ごみ処理・し尿処理・火葬場の関連事業についても、基本的に直轄事業として実施されますが、これまでの関係一部事務組合の施設規模、処理能力等の関係から、次の事業及び区域については、これまでどおり一部事務組合により処理する方向で調整されます。</p> <table border="1" data-bbox="566 1377 1340 1496"> <tbody> <tr> <td>し尿処理</td> <td>溝辺町の区域</td> <td>始良郡西部衛生処理組合</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理</td> <td>牧園町・横川町の区域</td> <td>伊佐北始良環境管理組合</td> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td>牧園町・横川町の区域</td> <td>伊佐北始良火葬場管理組合</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【環境保全】</b> 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入します。</p> <p><b>【介護保険】</b> 始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入します。</p> <p><b>【税務】</b> 始良地区滞納整理組合については、平成16年12月31日に組合を解散します。</p> <p><b>【卸売市場】</b> 始良東部地方卸売市場管理組合は、合併の日の前日をもって解散し、直轄事業として実施します。</p> <p><b>【下水道】</b> 国分隼人公共下水道組合は、合併の日の前日をもって解散し、直轄事業として実施します。</p> </div>	し尿処理	溝辺町の区域	始良郡西部衛生処理組合	ごみ処理	牧園町・横川町の区域	伊佐北始良環境管理組合	火葬場	牧園町・横川町の区域	伊佐北始良火葬場管理組合
し尿処理	溝辺町の区域	始良郡西部衛生処理組合									
ごみ処理	牧園町・横川町の区域	伊佐北始良環境管理組合									
火葬場	牧園町・横川町の区域	伊佐北始良火葬場管理組合									

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等										
15	一部事務組合等の取扱い 	業務種類	一部事務組合の名称		各市町の加入状況							その他の構成市町
		消 防	国分地区消防組合									
			始良郡西部消防組合									始良町 加治木町 蒲生町
			大口市外4町消防組合									大口市 菱刈町 吉松町 栗野町
		ごみ処理 し尿処理 火 葬 場	国分地区衛生管理組合									
			始良郡西部衛生処理組合									始良町 加治木町 蒲生町 吉田町
			伊佐北始良環境管理組合									大口市 菱刈町 吉松町 栗野町
			牧園・横川町衛生管理組合									
		環境保全	伊佐北始良火葬場管理組合									大口市 菱刈町 吉松町 栗野町
			始良・伊佐環境保全センター管理組合									大口市 菱刈町 吉松町 栗野町
介護保険	始良・伊佐地区介護保険組合									大口市 菱刈町 吉松町 栗野町 始良町 加治木町		
税 務	始良地区滞納整理組合									始良町 加治木町		
卸売市場	始良東部地方卸売市場管理組合											
下 水 道	国分・隼人公共下水道組合											
16	使用料、手数料等の取扱い 	1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併までに調整する。 2 手数料については、負担の公平性の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整する。										
		公共施設の使用料については、多種多様な施設があり、同様な施設でも料金体系が異なっていることから、早急な使用料統一の設定は困難なことから、合併までに調整されます。 手数料については、サービスの内容を含めて合併までに統一されます。										
		<b>【主な住民窓口手数料】</b> <span style="float: right;">単位:円</span>										
		区 分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
		戸籍謄抄本交付	450	450	450	450	450	450	450			
		除籍謄抄本交付	750	750	750	750	750	750	750			
		住民票写し交付	200	200	200	200	200	200	200			
		住民票閲覧	200	200	200	200	200	200	200			
		印鑑登録証明	200	200	200	200	200	200	200			
		印鑑登録証再交付	500	200	500	500	500	500	200			
<b>【主な税務窓口手数料】</b> <span style="float: right;">単位:円</span>												
区 分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町					
資産証明	200	200	200	200	200	200	200					
所得証明	200	200	200	200	200	200	200					
納税証明	200	200	200	200	200	200	200					
公租公課証明	200	200	200	200	200	200	200					

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等
18	補助金、交付金等の 取扱い 	<p>補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に勘案し、各市町で進めてきた補助金の見直しの視点をふまえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て制度の統一化に向けて調整する。</li> <li>2 各市町独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、補助金の目的を明確化し、新市全域の均衡を保つよう調整する。</li> <li>3 整理・統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>各種団体等への補助金については、団体等の統合の状況を見ながら、制度の再編を図ります。</p> <p>各種事業補助金については、その制度内容を精査し、これまでの実績等を考慮しながら調整を進めます。</p> </div>
24	自治会行政連絡機構 の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整する。</li> <li>2 自治会などの組織は現行のとおりとする。なお、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねる。</li> <li>3 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、2年以内に統一する。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>自治会などの基礎的な住民自治組織の名称は、各市町によって、これまで公民会、自治公民館、小組合、常会などと呼ばれてきましたが、合併までに関係団体と協議し調整することになります。</p> <p>また、自治会などの組織は現行のとおりとしますが、見直しの際は地域の自主性に委ねることになります。</p> </div>
25-9	保健衛生事業の 取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市町の例による。</li> <li>2 健康日本21計画については、新市において速やかに策定する。</li> <li>3 健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整する。</li> <li>4 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により、合併までに調整する。</li> <li>5 結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併までに調整する。</li> <li>6 予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については、合併までに調整する。</li> <li>7 母子保健法に定める検診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の検診については、合併までに調整する。</li> <li>8 集団歯科検診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、検診内容等については、合併までに調整する。</li> <li>9 各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。</li> <li>10 基本健康診査(セット検診を含む。)については、新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討する。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>各種健診等については、基本的に現行の健診体制等を引き継ぎ、実施することとします。</p> <p>なお、実施方法や自己負担金等については、健診の委託先など関係機関と協議のうえ調整します。</p> </div>

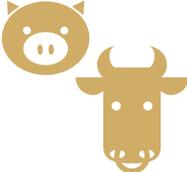
協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																		
25-11	障害者福祉事業の取扱い 	<p>障害者福祉事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。</p> <p>1 国・県の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 各市町独自の福祉制度については、その趣旨や目的などについて十分検討することとし合併までに調整する。なお、交通手段の確保に関して、福祉タクシー利用料一部助成事業及び福祉巡回バス運行事業の実施地域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市におけるコミュニティ巡回バスの運行を勘案しながら合併後に調整する。</p> <p>*事業の具体的な内容については、協議会だより第8号(1月発行)の8ページに掲載してあります。</p>																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>身体障害者居宅支援事業</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>身体障害者施設訓練等支援事業</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>知的障害者居宅支援事業</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>知的障害者施設訓練等支援事業</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>知的障害者施設入所者医療費給付支援事業</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>障害児(身体・知的)居宅支援事業</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取扱いについては、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>重度心身障害者医療費助成事業</td> <td>事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、証明手数料については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>更生医療の給付</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>更生訓練費給付</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>重度身体障害者日常生活用具給付</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>進行性筋萎縮症者療養等給付</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>身体障害者(児)補装具の交付及び修理</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>特別障害者手当等、各種障害者手当</td> <td>特別障害者手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ。ただし、支給の方法等については合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>障害者共同作業所</td> <td>事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>障害者(児)日常生活用具給付等事業</td> <td>事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>精神障害者居宅生活支援事業</td> <td>事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>災害弔慰金、災害障害見舞金支給</td> <td>事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>災害援護資金貸付</td> <td>事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>災害見舞金支給</td> <td>事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>民生児童委員協議会に関すること</td> <td>現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>民生委員推薦会</td> <td>現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は14名とする。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	具体的な調整内容	1	身体障害者居宅支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	2	身体障害者施設訓練等支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	3	知的障害者居宅支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	4	知的障害者施設訓練等支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	5	知的障害者施設入所者医療費給付支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	6	障害児(身体・知的)居宅支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取扱いについては、合併までに調整する。	7	重度心身障害者医療費助成事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、証明手数料については、合併までに調整する。	8	更生医療の給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	9	更生訓練費給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	10	重度身体障害者日常生活用具給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	11	進行性筋萎縮症者療養等給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	12	身体障害者(児)補装具の交付及び修理	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	13	特別障害者手当等、各種障害者手当	特別障害者手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ。ただし、支給の方法等については合併までに調整する。	14	障害者共同作業所	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。	15	障害者(児)日常生活用具給付等事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	16	精神障害者居宅生活支援事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	17	災害弔慰金、災害障害見舞金支給	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	18	災害援護資金貸付	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	19	災害見舞金支給	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	20	民生児童委員協議会に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。	21	民生委員推薦会	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は14名とする。
			項目	具体的な調整内容																																																																
		1	身体障害者居宅支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		2	身体障害者施設訓練等支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		3	知的障害者居宅支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		4	知的障害者施設訓練等支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		5	知的障害者施設入所者医療費給付支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		6	障害児(身体・知的)居宅支援事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取扱いについては、合併までに調整する。																																																																
		7	重度心身障害者医療費助成事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、証明手数料については、合併までに調整する。																																																																
		8	更生医療の給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		9	更生訓練費給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		10	重度身体障害者日常生活用具給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		11	進行性筋萎縮症者療養等給付	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		12	身体障害者(児)補装具の交付及び修理	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		13	特別障害者手当等、各種障害者手当	特別障害者手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ。ただし、支給の方法等については合併までに調整する。																																																																
		14	障害者共同作業所	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。																																																																
		15	障害者(児)日常生活用具給付等事業	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。																																																																
		16	精神障害者居宅生活支援事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																
		17	災害弔慰金、災害障害見舞金支給	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																
		18	災害援護資金貸付	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																
		19	災害見舞金支給	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																
20	民生児童委員協議会に関すること	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。																																																																		
21	民生委員推薦会	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は14名とする。																																																																		

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																												
25-11	障害者福祉事業の取扱い 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 237 571 266"></th> <th data-bbox="571 237 842 266">項目</th> <th data-bbox="842 237 1437 266">具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 273 571 333">22</td> <td data-bbox="571 273 842 333">障害者福祉計画</td> <td data-bbox="842 273 1437 333">各市町の現行計画書を基本に、新市において速やかに新たな計画書を策定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 340 571 400">23</td> <td data-bbox="571 340 842 400">被災者生活再建支援金支給</td> <td data-bbox="842 340 1437 400">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 407 571 512">24</td> <td data-bbox="571 407 842 512">法外援護災害救助事業</td> <td data-bbox="842 407 1437 512">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容については、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 519 571 624">25</td> <td data-bbox="571 519 842 624">福祉タクシー利用料一部助成事業</td> <td data-bbox="842 519 1437 624">事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 631 571 692">26</td> <td data-bbox="571 631 842 692">重度身体障害者介助用自動車購入等助成</td> <td data-bbox="842 631 1437 692">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 698 571 781">27</td> <td data-bbox="571 698 842 781">福祉巡回バス運行事業</td> <td data-bbox="842 698 1437 781">事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 788 571 817">28</td> <td data-bbox="571 788 842 817">社会福祉委託</td> <td data-bbox="842 788 1437 817">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 824 571 907">29</td> <td data-bbox="571 824 842 907">戦没者追悼式等</td> <td data-bbox="842 824 1437 907">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、開催方法、実施体制等については遺族会等と協議し合併後に調整する。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	具体的な調整内容	22	障害者福祉計画	各市町の現行計画書を基本に、新市において速やかに新たな計画書を策定する。	23	被災者生活再建支援金支給	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	24	法外援護災害救助事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容については、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。	25	福祉タクシー利用料一部助成事業	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。	26	重度身体障害者介助用自動車購入等助成	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。	27	福祉巡回バス運行事業	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。	28	社会福祉委託	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	29	戦没者追悼式等	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、開催方法、実施体制等については遺族会等と協議し合併後に調整する。	
	項目	具体的な調整内容																												
22	障害者福祉計画	各市町の現行計画書を基本に、新市において速やかに新たな計画書を策定する。																												
23	被災者生活再建支援金支給	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																												
24	法外援護災害救助事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容については、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。																												
25	福祉タクシー利用料一部助成事業	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。																												
26	重度身体障害者介助用自動車購入等助成	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。																												
27	福祉巡回バス運行事業	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。																												
28	社会福祉委託	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																												
29	戦没者追悼式等	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、開催方法、実施体制等については遺族会等と協議し合併後に調整する。																												
25-12	高齢者福祉事業の取扱い 	<p>高齢者福祉事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県の補助要綱に基づき実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>2 補助事業に上乘せ等を行っている各市町の単独事業分については、合併までに調整する。</li> <li>3 利用者負担金、事業の内容及び委託先等については、合併までに調整する。</li> <li>4 補助事業及び単独事業の事業量等については、合併までに調整する。</li> </ol> <p>*事業の具体的な内容については、協議会だより第8号(1月発行)の9ページに掲載してあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1301 571 1330"></th> <th data-bbox="571 1301 842 1330">項目</th> <th data-bbox="842 1301 1437 1330">具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1337 571 1503">1</td> <td data-bbox="571 1337 842 1503">敬老事業</td> <td data-bbox="842 1337 1437 1503">敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。また、新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1509 571 1592">2</td> <td data-bbox="571 1509 842 1592">温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成</td> <td data-bbox="842 1509 1437 1592">温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引き継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1599 571 1682">3</td> <td data-bbox="571 1599 842 1682">金婚式に関すること(ひとり金婚者含む)</td> <td data-bbox="842 1599 1437 1682">金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1688 571 1794">4</td> <td data-bbox="571 1688 842 1794">長寿者褒章(敬老年金等)</td> <td data-bbox="842 1688 1437 1794">長寿者褒章(敬老年金等)については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1800 571 1830">5</td> <td data-bbox="571 1800 842 1830">地域ケア推進事業</td> <td data-bbox="842 1800 1437 1830">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1836 571 1865">6</td> <td data-bbox="571 1836 842 1865">生活支援移送サービス事業</td> <td data-bbox="842 1836 1437 1865">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1872 571 1977">7</td> <td data-bbox="571 1872 842 1977">高齢者等住宅改造推進事業</td> <td data-bbox="842 1872 1437 1977">県要綱に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独で実施している分(霧島町)については廃止する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1984 571 2067">8</td> <td data-bbox="571 1984 842 2067">寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業</td> <td data-bbox="842 1984 1437 2067">事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。</td> </tr> </tbody> </table>			項目	具体的な調整内容	1	敬老事業	敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。また、新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。	2	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引き継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。	3	金婚式に関すること(ひとり金婚者含む)	金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。	4	長寿者褒章(敬老年金等)	長寿者褒章(敬老年金等)については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。	5	地域ケア推進事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	6	生活支援移送サービス事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	7	高齢者等住宅改造推進事業	県要綱に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独で実施している分(霧島町)については廃止する。	8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。
	項目	具体的な調整内容																												
1	敬老事業	敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。また、新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。																												
2	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引き継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。																												
3	金婚式に関すること(ひとり金婚者含む)	金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。																												
4	長寿者褒章(敬老年金等)	長寿者褒章(敬老年金等)については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。																												
5	地域ケア推進事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																												
6	生活支援移送サービス事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。																												
7	高齢者等住宅改造推進事業	県要綱に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独で実施している分(霧島町)については廃止する。																												
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。																												

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等		
		項 目	具体的な調整内容	
25-12	高年齢福祉事業の 取扱い  	9	介護予防プラン作成事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。
		10	介護予防教室 (転倒骨折予防教室)	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容、委託先については合併までに調整する。
		11	高齢者実態把握事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。
		12	生活支援型ホームヘルプ サービス事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。委託先等については合併までに調整する。
		13	住宅改修支援事業 (理由書助成分)	事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。
		14	「食の自立」支援事業 (老人給食)	事業は、隼人町方式を基本にサービスを低下させないよう合併までに調整する。ただし委託先、利用者負担等については、合併までに調整する。
		15	生きがい対応型デイサービス事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。利用料、委託単価、委託先、申請手続き方法については、合併までに調整する。
		16	生活管理指導型ショートステイ事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、委託料、利用料は合併までに調整する。
		17	家族介護教室	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容等は合併までに調整する。
		18	家族介護用品の支給	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件については合併までに調整する。
		19	家族介護者交流事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業量等については県補助金枠も考慮したうえで合併までに調整する。
		20	家族介護慰労事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。
		21	緊急通報体制等整備事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急通報先、利用者負担、機種統一等については合併までに調整する。
		22	高齢者地域支援体制整備、 評価事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。
		23	寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当て支給事業	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については合併までに調整する。
		24	老人保健福祉計画	老人保健福祉計画については、各市町の計画を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会・運営委員会また、準備事務については合併までに調整する。新たな計画は、平成17年度に新市において策定する。
		25	福祉手当	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については合併までに調整する。また、合併後も給付額については、段階的に見直していく。
		26	在宅介護支援センター	在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク化等については、新市で協議する。

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等
25-13	児童福祉事業 <b>【児童福祉】の取扱い</b> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。</li> <li>2 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。</li> <li>3 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。</li> <li>4 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐ。</li> <li>5 次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。</li> <li>6 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。</li> </ol>
25-13	児童福祉事業 <b>【保育所】の取扱い</b> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整する。</li> <li>2 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。</li> <li>3 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。</li> <li>4 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめぐりに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。</li> <li>6 特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により合併までに調整する。</li> <li>7 特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。</li> <li>8 特別保育事業(乳児保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。</li> <li>9 特別保育事業(保育所地域活動事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。</li> <li>10 特別保育事業(休日保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。</li> <li>11 特別保育事業(地域子育て支援センター事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。</li> <li>12 特別保育事業(家庭支援推進保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保育料については、国の徴収金額をもとに算定されていますが、地域によっては少子化対策等を考慮した市町の単独補助があり、保育料に格差が生じているため、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、激変緩和措置として平成19年度をめぐりに保育料の統一を図ることとしています。</p> <p>また、各種の児童保育事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市において調整することになります。</p> </div>
25-14	生活保護事業の <b>取扱い</b>	<p>生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、6町の移管事務については、合併までに調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>現在、市は福祉事務所を設置していますが、町村の場合、生活保護法に基づく事務のほとんどは県の福祉事務所が事務を行っています。したがって、市と町が合併する場合、これらの事務が合併を機に新市に移管されるため、事前の事務引継ぎや福祉事務所の新規設置、事務量の増加による職員の配置など合併までに調整することになります。</p> </div>

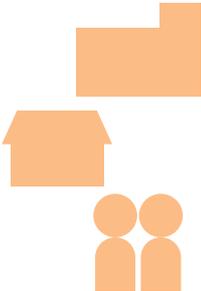
協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等												
25-15	その他の福祉事業 【人権】の取扱い	<p>人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>1市6町の合併にあたっては、「人権のまち」と市民が誇れる新市にふさわしい人権擁護施策を実施するため、新市において行動計画を策定するものです。</p>												
25-15	その他の福祉事業 【養護老人ホーム】の取扱い	<p>養護老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>現在、養護老人ホームは国分市(舞鶴園)、横川町(長安寮)及び隼人町(春光園)の3施設が設置されていますが、現行のとおり新市に引き継ぐこととなります。</p>												
25-15	その他の福祉事業 【老人医療】の取扱い	<p>レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。</p>												
25-16	農林水産関係事業 【農業】の取扱い	<p>1 地域農政推進対策事業(農政審議会含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。</p> <p>2 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。 農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。</p> <p>3 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ経過措置を含め、制度内容等を合併までに調整する。</p> <p>4 農業制度(振興)資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。 金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。 福山町が実施している農業経営振興資金(単独)貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整する。</p> <p>5 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。</p> <p>6 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止する。</p> <p>7 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。</p> <p>8 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。</p> <p>9 農業地域活性化イベントは、当分の間、新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。</p> <table border="1" data-bbox="518 1630 1423 2040"> <thead> <tr> <th></th> <th>項 目</th> <th>具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>地域農政推進対策事業(農政審議会含む)</td> <td>事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農業振興地域整備計画</td> <td>計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>認定農業者育成事業</td> <td>事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、新市において調整する。横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	具体的な調整内容	1	地域農政推進対策事業(農政審議会含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。	2	農業振興地域整備計画	計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。	3	認定農業者育成事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、新市において調整する。横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。
	項 目	具体的な調整内容												
1	地域農政推進対策事業(農政審議会含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。												
2	農業振興地域整備計画	計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。												
3	認定農業者育成事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、新市において調整する。横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。												

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等	
		項 目	具体的な調整内容
25-16	農林水産関係事業 【農業】の取扱い		
			
		4	新規就農者育成事業 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、牧園町が実施している償還金の単独補助制度は、新市に引き継ぐ。
		5	農業後継者等育成就農支援事業 事業は、横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。
		6	認定農業者農用地集積促進事業 事業は、溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。
		7	農業制度( 振興 )資金利子補給事業等 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。
		8	農業経営振興資金( 単独 )貸付事業 事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。
		9	水田農業推進協議会事業 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。
		10	地域水田農業ビジョン 地域水田農業ビジョンは、旧市町のとおり新市に引き継ぐ。
		11	環境保全型農業推進事業 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独補助事業は、合併時に廃止する。
		12	畜産関係事業補助金 畜産関係事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。
		13	家畜共同出荷事業 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。
		14	家畜導入事業 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整する。
		15	家畜導入及び保留補助事業 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。
		16	家畜排泄物処理施設等整備事業 事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については、合併までに調整する。
		17	家畜共進会 家畜共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し、合併までに調整する。
		18	農業地域活性化イベント 農業地域活性化イベントは、当分の間、新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。
25-16	農林水産関係事業 【林業】の取扱い		
			
			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者負担の伴う事業については、合併までに調整する。</li> <li>2 市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。</li> <li>3 自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。</li> <li>4 特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。</li> <li>5 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。</li> </ol>

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																					
25-16	農林水産関係事業 【林業】の取扱い 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 224 566 257">項目</th> <th data-bbox="566 224 877 257">具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 257 566 324">1</td> <td data-bbox="566 257 877 324">森林整備地域活動支援交付金事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 324 566 392">2</td> <td data-bbox="566 324 877 392">治山事業(小規模崩壊地復旧事業含む、県営含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 392 566 526">3</td> <td data-bbox="566 392 877 526">フォレストコミュニティ総合整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 526 566 593">4</td> <td data-bbox="566 526 877 593">間伐実施事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 593 566 660">5</td> <td data-bbox="566 593 877 660">県単林道事業(開設・改良・舗装)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 660 566 705">6</td> <td data-bbox="566 660 877 705">ふるさと林道緊急整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 705 566 795">7</td> <td data-bbox="566 705 877 795">林業振興団体事業補助</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 795 566 907">8</td> <td data-bbox="566 795 877 907">森林組合運営補助事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 907 566 974">9</td> <td data-bbox="566 907 877 974">市町村森林整備計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 974 566 1075">10</td> <td data-bbox="566 974 877 1075">自然公園・林業関係施設・保安林等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1075 566 1176">11</td> <td data-bbox="566 1075 877 1176">特用林産物振興事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1176 566 1243">12</td> <td data-bbox="566 1176 877 1243">火入れ許可</td> </tr> </tbody> </table>	項目	具体的な調整内容	1	森林整備地域活動支援交付金事業	2	治山事業(小規模崩壊地復旧事業含む、県営含む)	3	フォレストコミュニティ総合整備事業	4	間伐実施事業	5	県単林道事業(開設・改良・舗装)	6	ふるさと林道緊急整備事業	7	林業振興団体事業補助	8	森林組合運営補助事業	9	市町村森林整備計画	10	自然公園・林業関係施設・保安林等	11	特用林産物振興事業	12	火入れ許可	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="893 224 949 257">項目</th> <th data-bbox="949 224 1436 257">具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="893 257 949 324">1</td> <td data-bbox="949 257 1436 324">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 324 949 392">2</td> <td data-bbox="949 324 1436 392">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 392 949 526">3</td> <td data-bbox="949 392 1436 526">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 フォレストコミュニティ総合整備とは、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を整備すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 526 949 593">4</td> <td data-bbox="949 526 1436 593">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 593 949 660">5</td> <td data-bbox="949 593 1436 660">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 660 949 705">6</td> <td data-bbox="949 660 1436 705">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 705 949 795">7</td> <td data-bbox="949 705 1436 795">林業振興団体事業補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 795 949 907">8</td> <td data-bbox="949 795 1436 907">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助事業項目については、新市において速やかに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 907 949 974">9</td> <td data-bbox="949 907 1436 974">市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 974 949 1075">10</td> <td data-bbox="949 974 1436 1075">自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 1075 949 1176">11</td> <td data-bbox="949 1075 1436 1176">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。また、組織については新市において速やかに統合する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 1176 949 1243">12</td> <td data-bbox="949 1176 1436 1243">火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	具体的な調整内容	1	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	2	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。	3	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 フォレストコミュニティ総合整備とは、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を整備すること	4	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。	5	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	6	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	7	林業振興団体事業補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併までに調整する。	8	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助事業項目については、新市において速やかに調整する。	9	市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。	10	自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。	11	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。また、組織については新市において速やかに統合する。	12	火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。
項目	具体的な調整内容																																																						
1	森林整備地域活動支援交付金事業																																																						
2	治山事業(小規模崩壊地復旧事業含む、県営含む)																																																						
3	フォレストコミュニティ総合整備事業																																																						
4	間伐実施事業																																																						
5	県単林道事業(開設・改良・舗装)																																																						
6	ふるさと林道緊急整備事業																																																						
7	林業振興団体事業補助																																																						
8	森林組合運営補助事業																																																						
9	市町村森林整備計画																																																						
10	自然公園・林業関係施設・保安林等																																																						
11	特用林産物振興事業																																																						
12	火入れ許可																																																						
項目	具体的な調整内容																																																						
1	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																						
2	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。																																																						
3	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 フォレストコミュニティ総合整備とは、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を整備すること																																																						
4	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。																																																						
5	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																						
6	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																						
7	林業振興団体事業補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併までに調整する。																																																						
8	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助事業項目については、新市において速やかに調整する。																																																						
9	市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。																																																						
10	自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。																																																						
11	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。また、組織については新市において速やかに統合する。																																																						
12	火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。																																																						
25-16	農林水産関係事業 【水産業】の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>2 魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整する。</li> </ol>																																																					
25-16	農林水産関係事業 【耕地】の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。</li> <li>2 市町単独事業については、従来からの経緯・実情等を考慮し、また、住民サービスの水準を低下させないことを基本に、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。</li> <li>3 土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については新市において調整する。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 1691 566 1724">項目</th> <th data-bbox="566 1691 1436 1724">具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 1724 566 1859">1</td> <td data-bbox="566 1724 1436 1859">中山間地域総合整備事業(団体営含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1859 566 1892">2</td> <td data-bbox="566 1859 1436 1892">県営シラス対策事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1892 566 1960">3</td> <td data-bbox="566 1892 1436 1960">土砂崩壊防止事業(団体営含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1960 566 1993">4</td> <td data-bbox="566 1960 1436 1993">農地環境整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1993 566 2060">5</td> <td data-bbox="566 1993 1436 2060">農村振興総合整備事業(団体営含む)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	具体的な調整内容	1	中山間地域総合整備事業(団体営含む)	2	県営シラス対策事業	3	土砂崩壊防止事業(団体営含む)	4	農地環境整備事業	5	農村振興総合整備事業(団体営含む)																																									
項目	具体的な調整内容																																																						
1	中山間地域総合整備事業(団体営含む)																																																						
2	県営シラス対策事業																																																						
3	土砂崩壊防止事業(団体営含む)																																																						
4	農地環境整備事業																																																						
5	農村振興総合整備事業(団体営含む)																																																						

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																							
25-16	農林水産関係事業 <b>【耕地】の取扱い</b> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 232 564 264">項 目</th> <th data-bbox="568 232 1422 264">具体的な調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 268 564 300">6</td> <td data-bbox="568 268 1422 300">県営海岸環境整備事業</td> <td data-bbox="900 268 1422 300">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 304 564 336">7</td> <td data-bbox="568 304 1422 336">農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(農免農道)</td> <td data-bbox="900 304 1422 336">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 340 564 371">8</td> <td data-bbox="568 340 1422 371">用排水施設整備事業(団体営含む)</td> <td data-bbox="900 340 1422 371">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 376 564 407">9</td> <td data-bbox="568 376 1422 407">県営高潮対策事業</td> <td data-bbox="900 376 1422 407">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 412 564 443">10</td> <td data-bbox="568 412 1422 443">県営湛水防除事業</td> <td data-bbox="900 412 1422 443">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 448 564 479">11</td> <td data-bbox="568 448 1422 479">県営畑地帯農道網整備事業</td> <td data-bbox="900 448 1422 479">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 483 564 515">12</td> <td data-bbox="568 483 1422 515">県営過疎基幹農道整備事業</td> <td data-bbox="900 483 1422 515">事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 519 564 551">13</td> <td data-bbox="568 519 1422 551">水環境整備事業</td> <td data-bbox="900 519 1422 551">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 555 564 586">14</td> <td data-bbox="568 555 1422 586">田園自然環境保全整備事業</td> <td data-bbox="900 555 1422 586">事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 591 564 622">15</td> <td data-bbox="568 591 1422 622">農業用河川工作物応急対策事業(団体営含む)</td> <td data-bbox="900 591 1422 622">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 627 564 658">16</td> <td data-bbox="568 627 1422 658">基盤整備促進事業</td> <td data-bbox="900 627 1422 658">事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 663 564 694">17</td> <td data-bbox="568 663 1422 694">里地棚田保全整備事業(団体営含む)</td> <td data-bbox="900 663 1422 694">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 698 564 730">18</td> <td data-bbox="568 698 1422 730">土地改良施設維持管理適正化事業</td> <td data-bbox="900 698 1422 730">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 734 564 766">19</td> <td data-bbox="568 734 1422 766">県単独農業農村整備事業</td> <td data-bbox="900 734 1422 766">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 770 564 801">20</td> <td data-bbox="568 770 1422 801">農地・農業用施設災害復旧事業</td> <td data-bbox="900 770 1422 801">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 806 564 837">21</td> <td data-bbox="568 806 1422 837">単独災害復旧事業</td> <td data-bbox="900 806 1422 837">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 842 564 873">22</td> <td data-bbox="568 842 1422 873">ふるさと農道緊急整備事業</td> <td data-bbox="900 842 1422 873">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 878 564 909">23</td> <td data-bbox="568 878 1422 909">単独農業農村整備事業</td> <td data-bbox="900 878 1422 909">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 913 564 945">24</td> <td data-bbox="568 913 1422 945">単独農業用施設維持管理事業(材料等補助を含む)</td> <td data-bbox="900 913 1422 945">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については新市において調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 949 564 981">25</td> <td data-bbox="568 949 1422 981">畑総事業等地元負担対策事業(団体営含む)</td> <td data-bbox="900 949 1422 981">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 985 564 1016">26</td> <td data-bbox="568 985 1422 1016">農村振興基本計画等</td> <td data-bbox="900 985 1422 1016">農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは、旧市町の例による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1021 564 1052">27</td> <td data-bbox="568 1021 1422 1052">運営補助事業(土地改良区)</td> <td data-bbox="900 1021 1422 1052">事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1057 564 1088">28</td> <td data-bbox="568 1057 1422 1088">土地改良区の育成、助言に関すること</td> <td data-bbox="900 1057 1422 1088">土地改良区の育成、助言に関することは、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	具体的な調整内容	6	県営海岸環境整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	7	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(農免農道)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	8	用排水施設整備事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	9	県営高潮対策事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	10	県営湛水防除事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	11	県営畑地帯農道網整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	12	県営過疎基幹農道整備事業	事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	13	水環境整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	14	田園自然環境保全整備事業	事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	15	農業用河川工作物応急対策事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	16	基盤整備促進事業	事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	17	里地棚田保全整備事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	18	土地改良施設維持管理適正化事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。	19	県単独農業農村整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	20	農地・農業用施設災害復旧事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	21	単独災害復旧事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	22	ふるさと農道緊急整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	23	単独農業農村整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	24	単独農業用施設維持管理事業(材料等補助を含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については新市において調整する。	25	畑総事業等地元負担対策事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	26	農村振興基本計画等	農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは、旧市町の例による。	27	運営補助事業(土地改良区)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。	28	土地改良区の育成、助言に関すること	土地改良区の育成、助言に関することは、現行のとおり新市に引き継ぐ。
項 目	具体的な調整内容																																																																								
6	県営海岸環境整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
7	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(農免農道)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
8	用排水施設整備事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。																																																																							
9	県営高潮対策事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
10	県営湛水防除事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
11	県営畑地帯農道網整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
12	県営過疎基幹農道整備事業	事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
13	水環境整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
14	田園自然環境保全整備事業	事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
15	農業用河川工作物応急対策事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。																																																																							
16	基盤整備促進事業	事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
17	里地棚田保全整備事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
18	土地改良施設維持管理適正化事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。																																																																							
19	県単独農業農村整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。																																																																							
20	農地・農業用施設災害復旧事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。																																																																							
21	単独災害復旧事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。																																																																							
22	ふるさと農道緊急整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
23	単独農業農村整備事業	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。																																																																							
24	単独農業用施設維持管理事業(材料等補助を含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については新市において調整する。																																																																							
25	畑総事業等地元負担対策事業(団体営含む)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
26	農村振興基本計画等	農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは、旧市町の例による。																																																																							
27	運営補助事業(土地改良区)	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。																																																																							
28	土地改良区の育成、助言に関すること	土地改良区の育成、助言に関することは、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																							
25-17	商工・観光関係事業 <b>の取扱い</b> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整する。</li> <li>商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については合併までに調整する。</li> <li>商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。</li> <li>観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討する。</li> <li>観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。</li> </ol>																																																																							

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																								
25-18	建設関係事業の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>道路橋梁新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。</li> <li>港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については、合併までに調整する。</li> <li>街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。</li> <li>公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。</li> <li>都市計画法関連調査・マスタープラン等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</li> <li>都市計画の決定・都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。</li> <li>土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。</li> <li>公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。</li> <li>公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。</li> </ol> <p>【公営住宅使用料】 <span style="float:right">単位:円</span></p> <table border="1" data-bbox="518 952 1428 1086"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸 数</td> <td>2,154戸</td> <td>378戸</td> <td>378戸</td> <td>253戸</td> <td>130戸</td> <td>936戸</td> <td>254戸</td> </tr> <tr> <td>月額使用料(最低額)</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>800</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td>800</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>月額使用料(最高額)</td> <td>73,600</td> <td>62,000</td> <td>58,600</td> <td>52,500</td> <td>58,000</td> <td>60,100</td> <td>54,800</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	戸 数	2,154戸	378戸	378戸	253戸	130戸	936戸	254戸	月額使用料(最低額)	1,200	1,800	800	600	1,200	800	3,000	月額使用料(最高額)	73,600	62,000	58,600	52,500	58,000	60,100	54,800								
区 分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																			
戸 数	2,154戸	378戸	378戸	253戸	130戸	936戸	254戸																																			
月額使用料(最低額)	1,200	1,800	800	600	1,200	800	3,000																																			
月額使用料(最高額)	73,600	62,000	58,600	52,500	58,000	60,100	54,800																																			
25-19	上・下水道事業【水道】の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計(公営企業会計)とし、新市において統合する。</li> <li>上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。</li> <li>上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において5年後廃止する方向で調整する。</li> <li>上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。</li> <li>上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。</li> <li>開発負担金等については、合併までに調整する。</li> <li>工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> </ol> <p>【上水道・簡易水道料金の現況】 <span style="float:right">単位:円</span></p> <table border="1" data-bbox="518 1568 1428 1736"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>380</td> <td>630</td> <td>515</td> <td>525</td> <td>1,155</td> <td>590</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>従量(超過)料金</td> <td>1,850</td> <td>1,260</td> <td>1,700</td> <td>1,340</td> <td>1,050</td> <td>2,200</td> <td>1,410</td> </tr> <tr> <td>メーター使用料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,230</td> <td>1,890</td> <td>2,215</td> <td>1,865</td> <td>2,260</td> <td>2,790</td> <td>2,040</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記の料金は、一般家庭でメーター器の口径13mm、月20m<sup>3</sup>使用した場合の料金です。上水道・簡易水道料金については構成する市町で料金に格差があります。そのため、料金統一については、収支バランス等を考慮しながら、新市において5年間で統一することになります。</p>	区 分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	基本料金	380	630	515	525	1,155	590	630	従量(超過)料金	1,850	1,260	1,700	1,340	1,050	2,200	1,410	メーター使用料	—	—	—	—	55	—	—	合 計	2,230	1,890	2,215	1,865	2,260	2,790	2,040
区 分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																			
基本料金	380	630	515	525	1,155	590	630																																			
従量(超過)料金	1,850	1,260	1,700	1,340	1,050	2,200	1,410																																			
メーター使用料	—	—	—	—	55	—	—																																			
合 計	2,230	1,890	2,215	1,865	2,260	2,790	2,040																																			
25-19	上・下水道事業【下水道】の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>下水道整備事業(計画・決定・事業認可)については、既事業計画は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。</li> <li>下水道使用料及び受益者負担金について、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、下水道使用料については、新市において5年間で統一する。</li> <li>排水設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、水洗便所等改造工事助成金については、合併までに調整する。</li> </ol>																																								

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																								
25-20	学校教育事業の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置及び配置は、現行のとおり新市に引き継ぐ。学校施設整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>通学区域は、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに「学校規模及び通学区域等適正化審議会(仮称)」で検討する。</li> <li>遠距離通学費補助は、原則として通学距離が小学生4キロ以上又は中学生6キロ以上の児童、生徒の保護者を対象に次のとおりとする。            (1) 公共交通機関利用者は、定期券代等実費を全額補助する。            (2) 自転車利用者は、購入補助のみとする。            (3) 徒歩通学者は、交通機関及びスクールバスの利用が困難な児童、生徒の保護者のみを対象とし、それぞれ補助金額等は合併までに調整する。</li> <li>スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準等は、合併までに調整する。</li> <li>公立幼稚園保育料は、合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の基準どおりとする。</li> <li>私立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業分の補助限度額及び区分は、合併までに調整する。</li> <li>学校給食の調理施設(共同調理場、単独校)業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式等は新市において随時検討する。</li> <li>給食費は、当分の間現行どおりとし、新市において検討する。</li> <li>運営委員会は、旧市町の組織を継続し、それぞれの代表による運営委員会連絡協議会(仮称)を組織する。</li> </ol> <p>【公立幼稚園入園料及び保育料の現況】 <span style="float: right;">単位:円</span></p> <table border="1" data-bbox="517 994 1430 1099"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td>—</td> <td>4,700</td> <td>—</td> <td>4,500</td> <td>4,400</td> <td>4,700</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	入園料	—	—	—	—	—	—	1,000	保育料	—	4,700	—	4,500	4,400	4,700	4,500
区分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																			
入園料	—	—	—	—	—	—	1,000																			
保育料	—	4,700	—	4,500	4,400	4,700	4,500																			
25-21	コミュニティ施策の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>新市の旧区域ごとのコミュニティ組織体系図は、以下のとおりとする。</li> <li>地区公民館(会)、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、2年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。            なお、運営補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度(仮称)」を創設する。</li> <li>各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に合併までに統一した制度を構築する。</li> <li>コミュニティ組織を活用したまちづくり事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。</li> </ol> <p>【コミュニティ組織全体イメージ図】</p>  <pre> graph TD     A[霧島市公民会連絡協議会] --&gt; B1[国分地区公民会連絡協議会]     A --&gt; B2[溝辺地区公民会連絡協議会]     A --&gt; B3[横川地区公民会連絡協議会]     A --&gt; B4[牧園地区公民会連絡協議会]     A --&gt; B5[霧島地区公民会連絡協議会]     A --&gt; B6[隼人地区公民会連絡協議会]     A --&gt; B7[福山地区公民会連絡協議会]     B1 --&gt; C1[地区公民会 25]     B2 --&gt; C2[地区公民会 23]     B3 --&gt; C3[地区公民会 7]     B4 --&gt; C4[地区公民会 6]     B5 --&gt; C5[地区公民会 11]     B6 --&gt; C6[地区公民会 8]     B7 --&gt; C7[地区公民会 10]     C1 --&gt; D1[自治会 305]     C2 --&gt; D2[自治会 152]     C3 --&gt; D3[自治会 77]     C4 --&gt; D4[自治会 39]     C5 --&gt; D5[自治会 38]     C6 --&gt; D6[自治会 214]     C7 --&gt; D7[自治会 35]     D1 --&gt; E1[班]     D2 --&gt; E2[班]     D3 --&gt; E3[班]     D4 --&gt; E4[班]     D5 --&gt; E5[班]     D6 --&gt; E6[班]     D7 --&gt; E7[班]   </pre>																								

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等
25-22	社会教育事業の 取扱い  	1 新市に旧市町ごとに拠点公民館(旧中央公民館)を置く。また、社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。 2 社会教育関連施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。 3 社会体育施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館(園・場)日、使用時間等は合併までに調整する。 4 成人式は、旧市町ごとに現行のとおり開催する。エリアの問題や開催日の統一などは、新市において検討する。 5 運動会は、現行のとおり旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。なお、新市運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえ検討する。 6 文化祭は、旧市町ごとにそれぞれ開催する。なお、新市文化祭の開催は、文化協会や住民の意向を踏まえ新市において検討する。 7 指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 8 人権同和教育は、現行のとおり新市に引き継ぎ、具体的方策、事業内容等は合併までに調整する。 9 市民運動は、新市において国分市の例を参考に全庁体制で推進組織を整備し、新市全域への運動の広がりを目指す。 10 新市に社会教育委員をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。 11 新市に各拠点公民館(現在の各市町の中央公民館)ごとに公民館運営審議会をおく。それぞれの人数、選出方法は合併までに調整する。 12 新市に文化財保護審議会をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。 13 体育指導員は、平成18年度まで現行のとおり定数とし、平成19年度以降は新市において検討する。 14 市(町)外からの参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。 その他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
25-23	情報公開制度の 取扱い	1 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。 新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定する。 2 新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定する。
25-24	社会福祉協議会関係 事業の取扱い	1 社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。 2 総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。 3 福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。 4 温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。 5 社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。
25-25	第三セクター等関係 事業【第三セクター】 の取扱い	霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
25-25	第三セクター等関係 事業【開発公社】の 取扱い	1 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し財産等を引き継ぐものとする。 2 鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。 また、各支社の残余財産は新市(土地開発公社)に帰属するものとする。

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																															
25-27	その他事業【指定金融機関等】の取扱い	<p>指定金融機関等については、合併までに調整する。</p> <p>【各市町における現在の指定金融機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島銀行</td> <td>あいら農業協同組合</td> <td>あいら農業協同組合</td> <td>鹿児島銀行</td> <td>あいら農業協同組合</td> <td>鹿児島銀行</td> <td>あいら農業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	鹿児島銀行	あいら農業協同組合	あいら農業協同組合	鹿児島銀行	あいら農業協同組合	鹿児島銀行	あいら農業協同組合																																																	
国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																											
鹿児島銀行	あいら農業協同組合	あいら農業協同組合	鹿児島銀行	あいら農業協同組合	鹿児島銀行	あいら農業協同組合																																																											
25-27	その他事業【企画関係事業】の取扱い 	<ol style="list-style-type: none"> <li>総合計画については、新市において速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。</li> <li>過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。</li> <li>宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。</li> <li>地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。</li> <li>ケーブルテレビ事業については、溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおり運営する。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整する。</li> </ol> <p>【事業実施の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="7">事業実施市町</th> </tr> <tr> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合計画策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>過疎地域自立促進計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>辺地計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定住促進に関すること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域情報化に関すること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次世代地域ケーブルテレビ施設整備事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	事業実施市町							国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	総合計画策定								過疎地域自立促進計画								辺地計画								定住促進に関すること								地域情報化に関すること								次世代地域ケーブルテレビ施設整備事業							
項 目	事業実施市町																																																																
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																										
総合計画策定																																																																	
過疎地域自立促進計画																																																																	
辺地計画																																																																	
定住促進に関すること																																																																	
地域情報化に関すること																																																																	
次世代地域ケーブルテレビ施設整備事業																																																																	
25-27	その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整する。</li> <li>開票区については、合併までに調整する。</li> <li>不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。</li> <li>ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整する。</li> <li>選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整する。</li> </ol>																																																															
25-27	その他事業【交通災害共済事業】の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。</li> <li>共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。</li> <li>国分市の小中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において、健全な事業運営のあり方を含め検討する。</li> </ol>																																																															
25-27	その他事業【契約関係事務】の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>契約事務については、合併までに調整する。</li> <li>新市においては、入札に関する事務を統一し事務の専門化・効率化を図る。</li> <li>工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。</li> <li>入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行う。</li> </ol>																																																															
25-27	その他事業【温泉事業】の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>温泉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>温泉使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度までに調整する。</li> <li>加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>手数料については、霧島町の例により合併までに調整する。</li> </ol>																																																															